

平成27年度第4回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成27年12月25日（金）

午前10時から

場所：教育委員会室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 白石英行 小野寺加代子 高橋基陽 鈴木広人
堀正孝

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 木口正和

総務部総務課情報公開・法務担当主事 戸田美菜

欠席者：（委員）山内まり子

1 開会

○総務課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

平成27年度第4回の審議会を開会いたします。本日、山内委員が欠席でございますが、そのほかの委員は全員ご出席でございます。本日の審議会は市議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、皆様方にはこのたび、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員につきまして、就任をご快諾いただきありがとうございます。

なお、7月に委任状を既にお送りさせていただいております。

今日は任期初めの会合でございますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いいたしますが、それまでの間、司会を務めさせていただきます、総務課の石嶋でございます。よろしくをお願いいたします。

2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、本日は今期初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方、並びに私ども事務局職員のご紹介をさせていただきます。

お手元の名簿をご覧くださいと思います。名簿の記載順にご紹介させていただきます。

まず、日本大学教授の内山委員です。

次に、人権擁護委員の二瓶委員です。

次に、区議会代表の白石委員です。

次に、町会代表の小野寺委員です。

次に、企業代表の高橋委員です。

次に、労働組合代表の鈴木委員です。

次に、公募委員の堀委員です。

なお、ご欠席につきましては、公募委員の山内委員です。

次に、事務局でございますが、総務部長の渡部でございます。

私は、総務課長の石嶋でございます。

そして、総務課の担当主査の木口、担当の戸田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 総務部長挨拶

○総務課長 それでは渡部総務部長からご挨拶申し上げます。

○総務部長 改めまして、このたびは、当審議会委員にご就任いただきまして、ありがとうございます。

当審議会は、情報公開制度と、個人情報保護制度についてご審議いただく場でございます。

情報公開制度は、昭和 61 年にスタートし、区政情報をできるだけオープンにするという視点で運用してまいりました。

個人情報とは、情報公開条例上では、原則非公開ということになっておりますが、単に公開しないというだけではなく、行政内部での個人情報取扱いのルール、区役所が保有する個人情報について、当該個人情報の本人が、「目的外に利用しているのではないか、やめてほしい」とか「自分に関する情報の中身が間違っているから訂正してほしい」といったような、自分の個人情報をコントロールする権利を定めよう、ということで、平成 5 年に個人情報保護制度が始まったところでございます。

情報公開制度も個人情報保護制度も、いずれも、区政運営を支える、大変重要な制度であり、適正な運用が求められていると考えております。

最近の課題としては、マイナンバー制度への対応がございまして、マイナンバー制度に対応するため、本区の個人情報保護制度をどのように見直せばよいか、今年の 5 月、6 月と、この審議会でご審議いただきまして、答申をいただきました。その答申に基づいて、個人情報保護条例の改正を行ったところでございます。制度を整えても、実際運用するのは職員一人一人になりますので、既に研修も行ったところではありますが、引き続き遺漏のないように対応してい

きたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、情報公開制度、個人情報保護制度につきまして、当審議会におきまして委員の皆様からさまざまなご意見をいただき、さらに適切に運用していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

4 正・副会長の選出

○総務課長 次に、正副会長の選出でございますが、当運営審議会におきましては、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第5条によりまして、正副会長を互選していただくこととなっております。

まず、会長でございますが、いかがいたしましょうか。

○高橋委員 高橋ですが、先ほど事務局から、内山先生が前に会長を務めていらっしゃるとお聞きましたので、引き続いて会長をお願いできればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長 ただいま会長に内山委員とのご意見がございましたが、そのようにお取り計らいしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務課長 ありがとうございます。

それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出ですが、いかがいたしましょうか。

○内山会長 ただいま会長にご指名いただいた内山でございますが、副会長には人権擁護委員で、弁護士の二瓶委員にお願いしたいと思っておりますが、ご提案させていただきます。

○総務課長 ただいま副会長に二瓶委員という指名がございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○総務課長 それでは副会長に二瓶委員が選出されました。

それでは、会長、副会長はそれぞれの席にお移りください。

(会長、副会長、席を移動)

○総務課長 早速ではございますが、内山会長にご挨拶をお願いいたします。

○内山会長 ご指名をいただきました内山でございます。

情報公開制度、個人情報保護制度につきましては、先ほど部長のほうからご説明いただいたとおりでございまして、いずれも文京区の行政が適切に行われているということ、区民が信頼して評価するということにとって、根幹となるような制度でございまして。民主主義制度という中でも、これが誤って、ないしは不適切に運営されるということになりますと、制度そのものが危殆に瀕するということになる。そのように重大なものだと思っております。

今後は、各委員のご協力のもとにこの審議会が充実して、適切な運営ができますように尽力させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。

続きまして、二瓶副会長にご挨拶をお願いいたします。

○二瓶副会長 弁護士の二瓶と申します。

今回初めて就任なのに、副会長ということで、まことに僭越ですが、微力ながら尽くしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。

それでは、進行を内山会長のほうをお願いいたします。

○内山会長 それでは、お手元に次第が配付されていると思いますが、その次第に沿って会を運営させていただきます。

次第の4番までが終わりましたので、5番からということになります。

審議に入ります前に、任期初めての審議会ということでございまして、まずは審議会の運営等について事務局から説明していただきたいと思っております。

○総務課長 それでは着席してご説明させていただきます。

当運営審議会の会議の公開等について確認をさせていただきます。

まず、当運営審議会の会議ですが、従来から公開されていまして、傍聴を認めております。今後もこのような取り扱いをしたいと存じます。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形でホームページ上で公開しております。

今後、この会議録の素案を整理した後に、委員の皆様にお示しして、ご確認いただいた後に公開させていただきたいと思っております。手順としましては、各運営審議会の終了後に会議録の案ができ次第、郵送で皆様にお示ししたいと存じます。

このような取り扱いでよろしく願いいたします。

○内山会長 そのようなことではございますので、よろしく願いいたします。

5 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

○内山会長 それでは、次第の5番目、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、初めての会でございますので、このことについて事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度について、説明をいたします。

その前に、あらかじめご送付申し上げます資料をご確認いただきたいと思います。資料については、第1-1号については、当運営審議会の概要についての説明資料でございます。第1-2号は、文京区の情報公開制度についての概要を説明するもの、第1-3号は、個人情報保護制度についての概要を説明するもの、第1-4号につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴う特定個人情報の取り扱いについての概要を説明するもの、第1-5号につきましては、昨年度の情報公開請求件数及び個人情報開示等請求件数を取りまとめたものが表裏一枚の資料としてお配りしております。資料第1-6号は、過去5年間の情報公開件数等の推移をグラフにしてお示したものでございます。

また、以上の資料とは別に、席上にご用意しております資料でございますが、情報公開制度事務要領並びに個人情報保護制度事務要領、この2点は従来どおりでございます。今回の新任の委員につきましては、封筒をご用意しております。封筒の中に情報公開制度の事務要領、個人情報保護制度の事務要領、個人情報保護のハンドブックがございます。個人情報保護制度事務要領は、現在、番号法制定や個人情報保護制度の条例改正を踏まえまして、改定の作業をしておりますので、今回はコピーをご用意いたしております。個人情報保護制度事務要領の改定版が完成次第、改めて皆様にお配りしたいと思います。

それでは、時間の関係もございますので、それぞれ概要を資料にのっとして説明させていただきます。

まず、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会についてのご説明でございます。

資料の第1-1号をご覧ください。「運営審議会の役割」でございます。書かれているとおり、この条例に基づいて設置される文京区の附属機関でございます。3点ほど、ここに書かれておりますが、まず1点目として、運営審議会は区長の諮問に応じて審議し、答申をすることです。(1)から(3)までがあります。(1)として、「個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項」。(2)として、「情報公開制度

の運営に関する重要事項に関すること」。 (3) として、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること」。これについて、区長の諮問に応じて審議し、答申をするというものでございます。

2点目として、この制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議、意見を申し立てることができるというものでございます。3点目として、毎年1回、例年5月頃でございますが、この制度の運用状況について取りまとめて運営審議会に報告するというものでございます。

2つ目として、運営審議会の組織・運営・守秘義務。ここに7点ほど書いております。最後に書かれております委員には守秘義務が課せられているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

裏面をお開きください。

今お示ししました諮問に対する答申の例ということで、平成18年から、本年、平成27年度までの答申例が書かれております。各年度それぞれここに書かれている内容は、区長の諮問に基づき当審議会が答申をした例でございます。

時間の関係で、後でお読みいただければと思います。

続きまして、文京区の情報公開制度についてご説明いたします。資料の第1-2号をお開きください。情報公開制度としては、そこに書かれているとおり、区の保有する行政情報を請求に基づいて公開する制度でございます。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の「知る権利」を保障し、行政の「説明責任」を果たすための制度でございます。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しております。

まず1番目として、公開請求できるということでございますが、特に制限しておりませんで、どなたでも請求することができることとなっております。2番目として、公開請求できる情報でございます。区の実施機関が組織的に用いている行政情報が対象となります。文書のほかに、図画や電磁的記録も含まれるというものでございます。3番目として、公開請求の窓口ですが、このシビックセンター2階の行政情報センターというのが窓口でございます。そこで受け付け、あるいは写し等の受け渡しもこのセンターで行っております。また、郵便、ファックス、電子申請でも請求することができることになっております。

4番目として、公開しないことができる情報、条例7条の各号に示しているものでございますが、行政情報は先ほどのご挨拶の中にもありましたが、公開することが原則ということでございますが、情報の性質から、例外として公開できない情報もあります。条例で次のものを公開しないことができる情報として規定しております。(1)から(6)まであります。(1)

として、法令などの規定で公開できないこととされている情報。(2)として、個人に関する情報、(3)として、法人に関する情報で、事業活動に著しく不利益を与える情報。(4)として犯罪の予防、その他公共の安全秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報。(5)として、審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれたり、不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの支障を及ぼすと認められる情報。また(6)として、行政運営に係る情報で、検査、契約などの事務に関して区の事務事業に適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報が、いわゆる情報の公開ができないとされる情報でございます。

5番目として、公開の可否の決定でございますが、文京区としましては、原則として即日公開、その日のうちに決定を行います。ただし、時間を要するような場合であれば、14日あるいは60日以内ということで決定の延長を行うことができるという規定があります。また、最後に書いておりますが、60日以内に公開等ができないという場合については、この旨を当審議会へ報告することとされております。

6番目として、その他の条例上の制限、裁量的公開、それから、存否応答拒否、第三者保護の手續というのは制度として条例上に規定されております。

7番目として、公開の方法と費用でございます。閲覧、視聴又は写しの交付により公開するというものでございますが、閲覧及び視聴は無料でございます。なお、写しの作成及び送付に必要な実費を負担していただくという、いわゆるコピー代については1ページ10円を徴収しているものでございます。

次ページをお開きください。「指定管理者に関する特例」ということでございます。地方自治法の改正によりまして、本区では平成18年から、指定管理者制度を導入しております。指定管理者の保有する情報につきましては情報公開が後退することのないよう、情報公開条例の規定を整備したところでございます。

1番目に掲げているとおり、公の施設の管理に関する業務について情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるということでございます。

続きまして、「情報提供制度」でございます。1番目として、情報公表制度でございます。区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況などについては、公表することが義務づけられております。2番目として、情報提供施策の充実ということでございます。情報公表及び情報提供施策の実施状況をこの運営審議会に報告することとされております。また区では、最後に書かれております行政情報センターや、文京区のホームページでの行政情報の提供を充実させていきます。

4 ページ目をご覧ください。「情報公開制度の変遷」でございます。昭和61年4月に条例が施行になっております。その後、ここに書かれているとおりの変遷をたどっております。

次に、「文京区情報公開及び個人情報保護審査会」についてでございます。文京区の情報公開及び個人情報保護審査会条例により設置された機関でございます。非公開の決定等に不服がある場合は、「文京区情報公開及び個人情報保護審査会」に救済を申し立てることができるというものでございます。この審査会は、弁護士の方、学識経験者など5人で構成されておまして、審査の結果、公開すべきと判断したときなど、申し出の内容に理由があると認めた場合は実施機関に対して決定内容の是正、その他の措置を講ずるよう勧告することができるというものでございます。最後に書かれておりますが、救済申出制度とは別に、行政不服審査法による異議申し立てというものでございますが、行政事件訴訟法による処分の取消訴訟を提起することもできるというものでございます。

続きまして、同審議会についてでございます。先ほど運営についてご説明したところでございますので、ここは後でお読みいただければと思います。

続きまして、資料第1－3号、文京区の個人情報保護制度についてでございます。個人情報保護制度ということでございますが、区におきましては区民の個人情報を数多く取り扱っております。個人情報保護制度は不適正な取り扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、文京区個人情報の保護に関する条例で取り扱いの原則や区民の権利を定められております。

この制度は2つの大きな柱から出来ております。先ほど部長のほうからの挨拶にありましたとおり、まず1点目として、区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定めております。2点目として区が保有している個人情報の本人に情報の開示請求や訂正請求など、自己に関する情報の流れをコントロールする権利があることを定めております。

次に、個人情報とはということでございますが、個人に関する情報、そこに書かれている氏名、住所等であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る一切の情報をいうものでございます。

続きまして、「個人情報保護制度の背景」でございます。高度情報化社会におきまして、個人情報の利用は社会基盤として不可欠なもので、個人情報の多様な利用が社会・経済を支え、個人の生活の利便性を増進するものに役立っています。しかし、反面、情報の特性からさまざまな危険が存在しております。個人情報の利用の利便性を維持しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いをルール化しようとするのが個人情報保護制度でござい

ます。

次に、この制度の目的でございます。個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護することが目的でございます。先ほどお話ししたとおり、自己情報のコントロール権とは、一般に「自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利。また、どのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利」として説明されております。従来のプライバシー権が「一人にしてもらう権利」と理解されているのに対して、高度情報化社会の背景として現在では、「自己情報コントロール権」として理解されるようになりました。

区の条例におきましては、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し、本人が自分の情報に関与する権利を請求権として規定しております。また、条例では、この自己情報コントロール権を保障する前提となる、本人に対する個人情報の取り扱いの透明性を確保するための、さまざまなルールが定められております。

「文京区の個人情報保護制度の変遷」でございます。この条例の施行を平成5年10月に施行になりました以降、このような変遷をたどっております。

次に、3ページをお開きください。「個人情報を取り扱うためのルール」でございます。個人情報の取り扱いの適正及び透明性を確保するため、区の条例におきましては個人情報の収集、保管、利用の各場面での取り扱いのルールを定めているところでございます。

まず1番目として、「収集の原則」でございます。(1)として、適法かつ公正な手段によりまして、必要最小限の情報を収集すること。これは個人情報業務登録制度がありまして、登録された業務の目的に必要な範囲で収集することとされております。また、収集禁止事項が規定されています。思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪に関する情報は原則として収集できないということになります。センシティブ情報(機微情報)と言われるもの。法令等による場合の例外があります。審議会事前一括承認による例外基準表がここにも示されております。

(2)として、「目的根拠を明らかにして本人から直接収集するのが原則」でございます。本人同意がある場合や、法令の規定に基づく場合などの例外があります。後ほど今回の諮問事項の内容にもこの部分、第8条の問題を諮問させていただく予定でございます。

(3)として、「個人情報の取扱い業務の公開」でございます。先ほどお話ししました個人情報の登録簿というものがございます。この登録簿そのものも公開をしております。それから個人情報ファイル簿というのがあります。ここに書かれているとおり、この登録簿を設けて、これも公開をしております。

2番目として、管理の原則でございます。情報は、正確かつ最新なものであること。不要になったものについては迅速に廃棄すること。漏えい等の事故を防止することという定めがございます。個人情報保護管理者及び個人情報保護事務取扱者、同補助者を設置しております。その管理の原則など、その内容については職員を対象とした研修、また、電子計算組織を利用する場合について、文京区情報セキュリティに関する規則による措置を講じているところでございます。

2番、業務委託をする場合の受託者に対する措置でございます。委託契約において個人情報の保護について必要な措置をとらなければならないということとしております。業務委託したことを当運営審議会に報告することとなっております。受託者等の責務を規定しているところでございます。

3番目の利用の原則でございます。個人情報は、業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならないとなっており、目的外利用の制限、並びに外部提供の制限、それから3番目として電子計算組織への機微情報の記録の禁止、それから外部結合する個人情報の提供の禁止が規定されております。

次に、「自己情報コントロール権の保障」でございます。1番目として、先ほど申し上げたことでございますが、区の条例におきまして、個人情報の本人が区の保有する自己の情報に関与する制度として、開示等の請求権と救済の申出制度を設けております。開示等の請求権でございますが、個人情報について本人は、自己に関する情報の開示、訂正、削除、利用の中止を請求することができます。自己に関する個人情報についての開示請求については、区が保有する個人情報は、開示の請求があれば原則として本人に開示することとされています。例外として非開示にできる場合がここに示されているとおりでございます。また、自己情報が誤っている場合につきましては訂正の請求、それから自己情報の手続に違反して収集された場合においては、削除の請求というものができます。また、自己情報が手続に違反して利用されているという場合などは、その利用の中止を請求することができます。

2番目に、請求に対する決定でございます。開示請求に対しては、直ちに即日決定を行うということでございます。そこに書かれているとおり、延長の決定ができる定めがあります。また、存否応答拒否ということで、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しましては、情報の存否あるなしを含めて応答を拒否できるというものでございます。

6ページでございます。(3)として、「第三者保護に関する手続」として、任意の意見の照会の手続を定めております。

3番目として、「不服申立て制度」でございます。「救済の申出」の制度でございますが、行政不服審査法上の異議申立制度とは別に、区情報公開・個人情報保護制度独自の不服申立制度として、先ほどお話ししました審査会を設置しまして、救済の申し出ができるということとしております。開示請求等に関して実施機関の決定に不服があるものは、審査会に対して救済の申し出ができます。申立期間の制限は現在の条例上はありません。また、行政不服審査法上の異議申し立て、それから行政事件訴訟法の取消訴訟ができるものでございます。

次に「罰則」でございますが、ここに書かれているとおり、条例上、罰則の規定を設けております。

「その他の制度」として、7ページでございますが、苦情の処理、区長の指導・勧告、事業者に対する意識啓発、指定管理者に対する特例という制度がございます。

続きまして、「社会保障・税番号制度導入に伴う特定個人情報の取扱いについて」まとめたものでございます。資料の1-4号をお開きください。平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定されて、平成27年10月より国民一人一人に12桁の個人番号（マイナンバー）が付番されています。現在、文京区におきましても、全世帯に通知カードとして郵送されているところでございます。来年1月から個人番号の利用が始まり、また、いわゆるマイナンバーカードを希望者に交付する事務というものが始まっていきます。個人番号の利用により国民の利便性の向上並びに行政運営の効率化が図れる一方で、個人番号が付番されるということで、特定の個人の権利、利益を損なうおそれが高まることが懸念されております。そこで番号法に基づき、保護措置を設けることとなりますが、番号法だけではフォローできない部分、また番号法に規定されているが、より適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じる必要があるものについては、当区の個人情報保護条例に規定することで、より一層の保護措置を講じるものでございます。

別紙に、パワーポイントの資料として、番号法についてという資料がございます。時間の関係で詳しい説明はできませんが、概略をご説明します。1ページから4ページには目的・定義が示されております。2ページの上段の部分、これは番号法第2条第5項で個人番号の規定で、個人番号は12桁で、個人情報であるが非公開の取り扱い。第8項で特定個人情報の規定というものがございます。

5ページでは、上段第14条、本人等への個人番号の提供の請求。それから6ページ上段は第15条、提供の制限について、それから下段は第20条で収集・保管の制限。7ページ、第9条で、上段が個人番号を利用できり事務が規定されております。下段につきましては地方公共団体等

が独自に利用する事務について示されております。

9ページをお開きください。9ページの下段からは第19条、「提供の制限」の規定になります。

11ページの下段からは、「情報ネットワークシステムによる提供」の規定でございます。国と地方、または地方自治体間のネットワークシステムについては、平成29年7月から稼働する予定となっております。

14ページは、「安全管理措置等」の規定となっております。特定個人情報保護委員会が示しているガイドラインを含め、自治体において特定個人情報の適正な取り扱いを実施するというものでございます。

15ページ上段は、「特定個人情報保護評価」、PIAについての規定でございます。下段は「個人情報保護委員会」の規定となっております。

最終ページでは、特定個人情報の漏えいによる行為についての「罰則」の規定でございます。これまでの個人情報の取り扱いに比較して、罰則の強化が図られているところでございます。

続きまして、別紙2をご覧ください。個人情報保護「条例上の特定個人情報の取扱いについて」でございます。本年4月24日に当審議会におきまして番号法制定に伴う個人情報保護制度の見直しについての諮問を区として行いまして、3回にわたる審議を経て、6月23日に答申を受け、答申内容を反映するとともに、基本的に番号法の規定に基づき条例を改正したところでございます。まずこの資料の2ページは、条例第2条で定めている定義についてでございます。3ページから4ページ上段については、特定個人情報の利用の制限、4ページの下段から5ページは提供の制限を定めております。また6ページからは削除の請求を、7ページ下段から9ページは利用の中止の請求等、10ページから開示等の請求に係る規定の整備を定めております。

以上、雑駁ではありますが、個人情報保護条例上の特定個人情報取り扱いについての概略でございます。

次に資料第1－5号をご覧ください。まず平成26年度、行政情報の公開状況でございます。実施機関別に件数を整理したもので、右下の合計欄にありますとおり、総件数で370件の公開請求がございました。内訳としてはその記載のとおり、全部公開が141件、一部公開が193件、非公開が36件となっております。

次ページをご覧ください。裏面は個人情報の開示等請求件数になります。右下の合計欄にありますとおり、総件数で107件の開示請求がございました。内訳として、全部開示が58件、一部開示が15件、非開示となったものは34件となっております。

最後になりますが、資料第1－6号をご覧ください。「情報公開請求及び個人情報開示請求の推移」でございます。平成22年度から26年度までの5年間の推移でございます。まず情報公開の請求件数は、23年度から300件を超えまして、25年度の413件が最も多くなっております。

次に個人情報開示請求の件数でございますが、年々増加傾向にあります。

説明は以上となります。時間の関係で説明を端折ったところがありますが、不明な点等がありましたら、総務課の情報公開・法務担当のほうにご連絡をいただければ、別途詳細な説明を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○内山会長 非常に大量な情報を公開していただいて、受け取る側が一遍にのみ込めるかどうかは若干不安なのではございますが、しかし、この会を運営するに当たってはやはりご説明をいただいております。おこななければいけない事項だと思っております。

この段階で、今ざっと説明していただいたことについて、質問なりご注文なりがあればおっしゃっていただけますか。

お願いいたします。

○高橋委員 個人情報保護制度の6ページの「罰則」のところで、1番の34条の刑が「2年以下の懲役又は100万円の罰金」となっているんですが、大体は100万円以下となるのかなと、私、法律のことは詳しくわからないのですが……

○内山会長 そのとおりだと思いますけど。誤植ですよ。

今のご質問ですけれども、「100万円以下」ですよ。

○総務課長 そうです。

○高橋委員 大抵そうですね。

○内山会長 質問をいただけていないことについてはご了解をいただいたということとして、閉めることはいたしませんので、この後も、この審議会の運営の中で必要なことについては、また再度そのことについて説明をいただくということは別として、今、全般的なご説明いただいたことについては、質問、疑念等があれば、担当にご照会いただければ回答等、対応していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6 議事

○内山会長 それでは、そのようなご説明を受けた後に議事に入らせていただきます。

まずは、諮問第2号について、ご審議をいただくということにいたします。

このことについて、まず事務局からご説明いただくことにいたします。

○総務課長 説明に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いします。

資料については、あらかじめ郵送させていただいております。諮問第2号に関する資料として、資料第2号は文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正についてまとめたものでございます。それから先ほどお配りしましたものは、諮問書の写しでございます。今お配りしているのは参考の資料でございます。

お手元の資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号についての説明ですが、所管課としては私ども総務課になりますので、私のほうで説明いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、諮問案件についてご説明します。

まず、諮問書のほうを読み上げたいと思います。

平成27年度諮問第2号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について

2 諮問の趣旨

高齢化社会が進展する中で、認知症患者が行方不明になる問題が全国で相次ぎ、文京区では今後も認知症患者が増えると推計されている。

本人が精神上的の障害などにより判断能力を欠く場合においては、個人情報を本人から直接収集をすることは極めて困難であり、そのような場合には、本人以外のものから収集しなければ文京区の事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。

そのため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について審議会のご審議を賜りたく、諮問する。

というものでございます。

それでは、引き続き詳細についてご説明します。

別紙のほうをご覧ください。

諮問に至る背景と課題についてまとめたものでございます。その部分をご説明申し上げます。

す。

まず高齢化社会の進展ということで、本区におきましても、平成26年10月1日の65歳以上の高齢者数というのは41,265人、高齢化率は20%であるとともに、認知症高齢者は平成26年3月現在で7,295人となっております。また、平成52年の推計でございますが、高齢化率は31%に達するという見込みでございます。引き続き認知症高齢者の増加も見込まれる中で、現在、本区も含め、全国的に行方不明・身元不明の高齢者の増加が高齢者の増加が社会問題化しているという状況でございます。

文京区の個人情報の保護に関する条例第8条第1項において、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人から直接収集しなければならない。」と規定されております。しかし、認知症及び精神障害などの理由で、判断能力を欠く場合においては、収集の目的及び根拠について本人の理解を得ることは極めて困難でございます。このうち、本人に法定代理人がいる場合については、区としましても本人に代わって当該法定代理人から本人の個人情報を収集するということが可能でございます。

しかし、法定代理人がいない場合には、本人の個人情報の収集ができなくなるため、本人以外のものから収集しなければ、文京区の事務の目的達成に支障が生じるおそれがあるというものでございます。

個人情報を本人から直接収集することができない場合のために、条例第8条第2項各号において、本人以外から個人情報の収集について規定しております。しかしながら、法令に定めがない場合や緊急性が明らかに認められない場合等では、上記の課題を解決することができないという現状でございます。

そこで、条例の一部改正についてでございます。現在のこのような社会情勢を踏まえつつ、今お話ししました課題を解決するために、心神喪失等の事由により、本人から当該本人に係る情報を直接収集することができない場合におきまして、実施機関職員のカメラ撮影や目視による収集、あるいは家族や本人が所属する団体等、本人以外のものによる収集ができる規定を設けるため、条例第8条第2項の一部を改正するというものでございます。ただし、改正に当たりましては、本人以外のものから個人情報を収集することを無制限に認めるものではなく、本人以外のものから個人情報を収集することにより本人の権利利益を不当に侵害することのないよう留意するというものでございます。

続きまして、資料では新旧対照表をつけております。先ほどもありました第8条第2項のところでございますが、2項では「実施機関は次の各号の一に該当する場合において、個人情報

を本人以外のものから収集することができる」ということで、1号から5号まで規定されておりますが、その部分に新設として、改正案でございますが、第5号で、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができない場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。これを新設するというものでございます。

次に参考資料の今お配りした横長の、現状、区で行っている事業の説明を若干申し上げます。これは中ほどに書いております「行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業」というものでございます。これは左から説明しますが、この事業は事前登録というものがあります。あらかじめ高齢者の情報を登録することにより、登録者を警察が保護した場合に迅速な身元判明につながるというものでございます。3番目、中ほどに書いてある支援SOSメールというものでございますが、認知症の症状のある高齢者の行方不明が発生したときに、高齢者の特徴や行方不明時の状況等について、登録した協力員、それから事業者等に一斉にメールを配信して、行方不明者の情報を共有し、早期発見・保護につながるという事業でございます。この事業の流れがその絵で示しております。例えばここに書かれている、散歩から帰ってこないという高齢者のご家族が、まず警察署に届け出る。連絡するというときに、SOSメールの利用申し出というのを区の委託事業者に行います。委託事業者のほうは検索依頼の連絡を受け付け、行方不明時の状況を確認、協力サポーター及び協力事業者に協力メールを送信します。それからその中ほどに書いてある協力サポーター、協力事業者が日常生活や業務の中で気にかけて、対象者の早期発見・保護に協力する。こういった協力の方々にメールを送って、発見した場合は警察に連絡するというものでございます。これが1つ、区が行っている事業でございますが、ここで問題になってくるのは、先ほど事前登録というもので、いわゆる本人が認知症の症状のあるということで、このような事業が始まったところで、その事前登録でいろいろな個人情報を収集するときに、本人がそういう状態にあるときに今回の諮問の内容に基づきまして、本人の利益の侵害がないという場合に限って、例えばご家族の方からそういう情報をきちんと収集するということができる規定を、条例上示すものでございます。

説明は以上です。

○内山会長　ということで、早速このような条例の改正をするということで、全般についてご質問、並びにご意見、どちらでも結構でございます。ご発言をいただきたいと存じます。

○小野寺委員　町会というのはある意味、個人情報はずごい大切なんですね。ただ、みんながっちりとそれを守っちゃったら、隣の人の情報って全くないわけです。そういうときに、一番あれなのは家族があるかないかですね。家族のない人って相当いる。そうすると、家族がなか

ったら、連絡もできない。最後に、私もそれで何年かすごい苦勞して、最後でさらに1つこちらのを見つけたんですが、そういう個人を何とか助けてあげたいということでいろいろやっていくときに、家族がいない。そうしたらしようがない。友達とか周りの隣のおばさんとか、そういう人がその人を何となく見ているわけですけども、もうちょっと緩やかなNPO法人とか、家族がいない場合、個人でいなくてもうちょっと緩やかに何かサポートできる方法がないかなという気がしますので、そういうのを実際問題として私は友達のですごい苦勞しまして、最後は区長命令の後見人を立ててしたんで、すごくよかったと思うんですけども、最後、それを実行するときに、一生懸命やった私が倒れました。そうしたらどうにもならないんで。

意外に、家族だったら、家族は一人でなくて何人か、一人の場合もあるだろうけど、困るのだけれど、個人でいると結構それはつらいものがあるんですね。そういう意味でもうちょっと緩やかに、町会とかNPO法人とか、そういうようなことで、同窓会とか、もうちょっと緩やかなあれでサポートできるよう認めてもらえるかどうかというのはすごく大事なことではないかなと思っています。

認知症の彼女、老人ホームに入れること自体、まず家族がいないと無理なんですね。結局、後見人がついてやっと入れることができたんだけど、それを連れていくのを誰が連れていく。じゃ、一緒に、私も長年友達だったから、なんとか連れていこうとしていたら、私が実はくも膜下出血で倒れてしまいましたね。肝心なことができませんでした。でも、何とか抜け道はあるけれども、結構、緩やかなサポートをできれば。

だから町会活動に関しても、本当に個人情報って大切なのはよくわかります。よくわかるけれど、今まで町会って、個人情報の柔軟な取扱いの中でつながっているわけで、それで皆さん、例えば子どもが入学する。入学のお祝いなんていうのは結構、つまらないものですけど、例えば黄色い傘とか出していたんですが、それがもう全くこのごろわからなくなって、しようがないから、ポスター張って、申し込んでくださいって。該当する方は申し込んでくださいというふうにやるんですけど、何しろ文京区という、地域の小学校に誰が行っているか。まずそれがわからないんですね。どこで見分けるか。それから公立の学校、都立の学校、国立の学校、いろいろありまして、本当にこの子、一体どこに行っているんだろうというのが全くわからないんですね。だけれど、学校側としては町会長に入学式、卒業式来てくださいとか、いろいろなことで言うてくるんですけどね。一体、うちの町会の誰がここへ行っているのか。学校に言ってもそれは難しいです。なかなか情報は、この子がうちの学校に来ていますという情報は。本当に、これは大切なことだと思うけど、町会活動としてはやや困ることもあります。

また、亡くなったこと自体がわからないというのが非常にこのごろ多いので、興味のある人だけでやる以外ないのかなみたいな感じでやっています。何かうまい方法がないかなと思っております。

○内山会長 行方不明、認知症の方々を保護するために、文京区とすれば、こういう個人情報を収集して、その保護の用に供したい、役に立てたいということを目的に条例を改正するというところでございまして、認知症の方々の保護全般のことについては、また機会があればそのときにご説明いただくということでお願いします。

それからもう1つは、個人情報の保護が余りに徹底し過ぎていると、日常生活に支障を来すと言いますか、不便なこともあるというご意見だったと思いますけれども、そのことについても、全般について建議をする必要等があれば、その段階でまたご審議をいただくことにいたしまして、まずはこのような認知症の方々を保護するために、例えばこういう事業に使いたい。この場合には事前登録をするわけですが、認知症のご本人からこのような情報を、恐らく同意を得て収集するわけにいかない。こういうことに使いたい。このように改正をしたいということのようでございますけれども、課長から何かご説明されることありますか。

○総務課長 今、小野寺委員のほうからお話があったとおり、やはり地域社会の中で、今、会長が言われたとおり、個人情報の取り扱いについて非常に難しい問題が多いと思います。小野寺委員、成年後見制度を実際にやってみていろいろご苦労されたこともあると思いますが、一方、条例の趣旨としては個人の利益というものをきちんと保護するという、制度上の考えがございまして、ただ今回、条例を改正して諮問するというのは、今までそういった条例上想定していない、いわゆる法定代理人等があれば何の問題もないんですが、そういったものはない、いわゆる認知症の方とか、精神疾患の方、本人の判断能力に欠けるといふ方の個人情報を収集して、きちんと行政上の保護とか、そういったサービスの提供につなげていくというために、今回条例を改正して、その辺をスムーズにやっていきたい、事業を展開したいという趣旨で、条例の改正を今回諮問して、皆様のご意見をいただくということでございます。方向性としてはそういう方向で、個人情報の取り扱いについてもきちんと、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう十分に注意しながら、そういう情報の収集というものができるといふ規定を設けていきたいというものでございます。

○堀委員 これも時代の流れとして、こういう条例とか規程をつくるものが必要なことだろうと思っています。

1つご質問なんですが、この第8条第5項で、今、課長がお読みになった「本人の権利利益

を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」というのは、誰の判断で、どういうそのシステムをつくるんですか。これ、抽象的にはすごく、项目的にも必要な項目でこれでわかるんですけど、具体的にこういう事象が起こったときに、それはどういう基準で、誰が、どのようなシチュエーションで判断されるのか。

それを決めておかないと、やはり事業をより合理化するためにはすっ飛ばすことも考えられないことはない。それを担保するために、何がシステム上必要なのか。ご回答いただきたいと思います。

○総務課長 確かにそのところは抽象的な記載になっておりますが、それぞれ、先ほど1つの事業で説明しましたが、この事業を区として、いわゆる個人情報を収集するためには、先ほどお話ししたとおり、きちんと目的を明らかにして、それでその目的の範囲内で個人の情報というものを収集するというものでございます。きちんとそれを登録した上で、その事業に役立てていくというものでございます。

今お話があったとおり、権利利益を不当に侵害するおそれがないというのは誰の判断でということですが、基本的にはその事業の目的というものをきちんと把握した上で、それぞれの部署として判断していただくこととなりますが、私どもが想定しているのは、先ほど独居の方というお話もありましたが、基本的にはご家族の方がいる場合は、ご家族の方にその辺をお話ししご理解を得た上で、そういう個人情報の収集をやるというものが1点でございます。

独居の方の場合というのは往々にあるんですが、その場合においても、それぞれの事業の目的を達成するために、例えば民生委員の方とか、小野寺委員がおっしゃった町会の方とか、その辺の情報をきちんと把握しながら、本人へのいわゆるサービスの提供、あるいは保護という目的の達成のために、いわゆる公的な仕事をなされている方からの情報の提供というか、そういったものを受けてこの事業を実施するというもので、他の自治体も先行の事例はあるんですけども、条例の規定上、やはりこういった規定の仕方しか、実際の執行する場合については今お配りした事務要領、これを改正していかないといけないんですが、その中にいろいろな例示等を含めながら、きちんとした理解のもとで事務ができるように工夫をしていきたいというふうに思っています。

○堀委員 よろしく願いいたします。

○内山会長 今のところ、文京区の中においてどのような職種の方が収集するか、判断するか。それを決めていないということなんですか。担当者であればよろしいというのか、例えば決裁権者が課長だとか、そういう方が判断をするのか。というふうなことだったと思いますけども。

○総務課長 基本的にはその事業の担当の課長です。

○内山会長 課長が判断をするということで伺ってよろしいでしょうか。

○総務課長 はい。

○内山会長 不当に判断をするか、ないかどうかの判断は課長がする。課長の指示に基づいて職員が収集する。そういう理解ですね。

○総務課長 はい。

○高橋委員 この主語は「実施機関は」って書いてあるわけですが、実施機関と言われると、我々はどういうふうな、何を想像するかわからないということだと思えます。「誰が」というのは、いろいろそれぞれの課があって、その課の課長さんが、「誰が」の主語になっている。

○総務部長 そうですね。「実施機関は」ということなので区役所ということになるんですけど、実際には全て区長が判断するわけではありませんので、権限が委任されているので、委任されている課長が判断をする。実際にはそういう形になります。

○内山会長 多分、条例上は実施機関ですから、基本的には区長が判断するんですけども、区長が全てのことを判断しているわけではなくて、それぞれの判断事項について課長ですとか、部長ですとか、それぞれの方々に委任をしている。その委任された職員の方々がその区長の権限を行使して、判断して実施をする。そういうことです。

○堀委員 多分、その辺の現場のご判断というのはあると思えます。なるべくこういう要領をつくるときに、ある程度具体的に落としてあげないと、それぞれ、個人差みたいな判断の基準が出てくると思うので、やはり1つの区としての統一的な見解みたいなのが、ある程度これを読んだだけで運用できるようなものにすべき。具体例を入れてあげたほうがいいと思います。

○総務課長 ありがとうございます。

○小野寺委員 話がずれてしまうかもしれないんですけども、今言った個人情報を区役所が持っているわけですが、一体、いつからの情報なんですか。コンピューター化された後の情報ですか。コンピューターに入っていないものも多分あるはずなんですけど、たまたま全然違うところで、私、主人が亡くなったときに、遺産相続の問題とかいろいろなことがあって、コンピューターに入っているものはその年から、その前の情報はわかりませんというあれで、すごいびっくりしちゃって……

○内山会長 個人情報ということはどういうことをおっしゃっているのかということだと思います。

○小野寺委員 その人の住所、氏名。簡単に住所でもいいんですけど、住所の記録というのが、何年からちゃんと区に入っているんですか。その前は……

○内山会長 今の情報を収集するんですよ。30年前のその人の情報も必要ならば収集するけど、現在の時点でそのようなことを収集することは……

○小野寺委員 わかりました。確かにそう言われればそうです。それでちょっとびっくりして、区役所って、要するに昔は文書でいっていたと思うんですね。そういう情報というのはほとんど埋没している。

○総務部長 紙のものも個人情報には間違いがないので……

○小野寺委員 でも実際には今はもうコンピューターに入れている、それが生きているということでもいいんですよ。

○総務部長 紙の場合には、特に保存年限というものもあるので、全部とっておくわけにはいかないので、通常5年経つと廃棄処分します。

○小野寺委員 そのコンピューター化されたのは何年って考えればいいんですか。

○総務部長 それはものにもよるんですけども、電算化を始めたのはそもそも私が区役所に入った昭和55年にはもう電算化は始まっていたと思うんです、一部は。

○二瓶委員 今この認知症高齢者のための推進事業ということを始めるときの必要性ということで、この除外規定を改正で設けたいというご趣旨なんですか。それともほかにもいろいろな事業を想定している除外規定に落とし込めるように、大枠をつくっていく。例えばこの知的障害児童の徘徊の問題もあるでしょうし、これが結構収れんされないと思うんです。

○総務課長 そうですね。これは1つの例示でありまして。

○二瓶委員 具体的にこういう事業をさせようということでもなく、例示なんですね。

○総務課長 これはあくまでも例示でして、今、二瓶委員がおっしゃったとおり、いわゆる精神障害とか、そういった本人の判断能力というものが欠ける場合の情報の収集という条例上のつくりですので。

○二瓶委員 このいろいろな疑問が湧いてくるんですが、例えば除外規定の「心神喪失等」ということで、「等」ということで書いているので、例えばほかにも何かいっぱいあるのかなと思って、どこかに家出して行方不明になっちゃったという人の家族からの指定があって、心神喪失ではないんですけども、区として探してほしいのでということで、この人の個人情報をこの人に承諾なく、昔の顔写真とか、行きそうなところとかに張って、それを何か警察に配って探すとか、ただ、いろいろこの除外規定で、本人の同意なくできちゃう事業が……

○内山会長 限定されてないですね。

○二瓶委員 そこはちょっと厳しいのかなというのが1つ。あと、この例示されている見守り高齢者ということでも、ご家族がいれば、実際に後見していなくて、法定代理人ではないけれども、家族が探してほしいから、本人の情報を提供しますというのはいいんですが、小野寺委員がおっしゃったように、独居の人で身内もいなくて、という方は現実的には民生委員の方とか、町内会の役員の方とかがその人の情報を提供するということになると思うんですが、そのときに、認知症になってしまった人自身の人権というのは、もしその人が認知症になる前に、そんな私の顔写真、あげたくないわとかという、そういうちょっとがっちりしたガードが固い人のことも、これではクリアして、認知症になったら、もうこれでは仕方がないという前提での除外規定になってしまっているんで、その辺の適用のところはあって、もしやる事業が決まっているのであれば、もう少し除外規定を特定して。そもそもこの法律はそういう人の人権を守るためのものなので、あくまで除外規定は特定のみに規定しないと、ちょっとこれはひど過ぎるのではないかというのが、個人的な意見としてはあります。

○内山会長 除外規定はないんですよ。

○鈴木委員 よろしいですか。今、二瓶委員がおっしゃったこととちょっと相通じるところがあるんですけども、小野寺委員のように善意のもとに書いていただいたというんだったら本当に助かるんで非常にありがたいんですけども、これ、悪意を持っている方がこれを利用するということがあり得るのではないかと。その辺が、この内容であれば、その辺を防止できるようなところが抽象的なので、もしかしたら何か起きるんじゃないかなという危惧感が、これを読んだだけでは感じてしまうところがあるんです。

ですから、いろいろな事業を立てるときに、そういう正直言って、弱者の方を利用するような方も中にはいらっしゃいますから、そういうふうなところにつながらないように、この辺のチェックを考えると方向にも必要があるんじゃないかなと感じています。

○総務部長 現行で言うと、第5号にその前各号のほかあらかじめ審議会の意見を聞いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたときということで、この行方不明者ゼロ推進事業のためだけであれば、実はこの5号を使って条例改正しなくても、こちらで審議会のご意見を聞いて、それについては本人以外から、同居の家族から情報収集してもいいよと言っただけであれば、それでやる手も実はあったんですね。

ですが、本当にこの事業だけなのか。今後また出てくる可能性もあるし、それから例えば身元不明の方を逆に文京区が保護したような場合に、身元不明ですから恐らく本人の判断能力も

ないでしょうから、その方が収集の目的も理解できない中で写真を撮ったり、何か調べたりしなきゃいけない場合も出てくると思うんですね。福祉事務所の権限でできる場合もあるとは思いますが、福祉事務所の権限でできない場合も出てくる可能性があるというところで、その部分については個別に審議会のご意見を聞いて判断をするというよりは、団体としての文京区としての方針をきちんと、条例の中で定めておいたほうがいいたろうということで、今回諮問をさせていただいたわけでございます。

ただ、二瓶委員がおっしゃる、この「等」の部分で拡大解釈を区のほうがしてしまえば、何でも使えるということはないにしても、当初想定していた範囲よりも、広く適用するという心配が絶対ないとは言いきれませんので、その部分は例えばさっき委員がおっしゃったように、マニュアルの中で具体例等を盛り込んで拡大解釈をしないようにしっかり書き込むとか、あるいはもう1つは、これは事後になってしまいますけれども、前年度、5号を何に適用したのかということ、こちらの審議会のほうに報告をさせていただいて、拡大解釈を防ぐ手立てにさせていただくということは考えられるかなというふうには思います。

○内山会長 部長がおっしゃったように、6号では、要するに審議会の意見を聴けば本人以外の方から収集することはもともとできるからということなんですけれども、行方不明者の方を一々審議会を招集して、意見を聞いてということが間に合わない場合があるだろう。そういうことを想定してということなんですけれども、言ってみると、5号のほうは審議会の意見が全くないまま、実施機関の判断でそれが行われてしまうわけです。ですから、例えば今、部長がおっしゃったのは、実施機関が判断で収集したことについて、事後に審議会に報告をするという形をとるということも考えられるということなんですけれども、条例でそのようなことを事後に方向をすることを書くことが可能なかどうか。それはマニュアルの中で落としてきてこうしようというのか。

○総務部長 条例で書くこともできますし、これは審議会のご判断になりますけれども、答申の中でちゃんと報告をしろというふうに、答申の中で書いていただければ、もちろんそれはそのように対応いたします。

○内山会長 私が整理してみたところでございますけれども、目的の部分ですけれども、高橋委員からご意見がありましたように、収集の目的に制限がない。例えば区民税を徴収するために必要な場合でもいいわけですね、実は。条文上は。例示とすれば、徘徊の方々を保護するんですけれども、税金を徴収したいので、あの人にどういう財産があるかということについていろいろ調べることに使えることもあるでしょうけれども、そういうことではなくて、例えば例

示をしたのは、本人の生命ですとか健康に直接危害が及ぼすようなことで、それを防止するために必要な場合にはというふうな、そういう限定をつけるかどうかという問題だと思います。それはそうしろと言ったらあれだけど、例えば例示でいいんですけれども。

あの5号では、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときにできるということですが、そうではなくて、もっと積極的な要件を5号の中に書き込むというふうなことはどうかというふうなことが委員の方々のご意見の一部かなと思います。

○総務部長 そうですね。例えば4号にあるような個人の生命、健康、財産に対する件は避けるため、という制限を設けるのはいかがでしょうか。

○内山会長 だと、初めからこれでいいわけですね。このまま使っちゃうと、もう4号がそのままなので、5号をつけ加える必要はないわけで、それほどではないけれども、やはりそういうことが必要だという場合があるということなんでしょ。

○総務部長 緊急性はないけども。

○内山会長 そこまでの緊急性ということは言えないけれども、しかし必要だということですね。

○総務部長 そうです。

○内山会長 その例示として、この行方不明者の認知症の方々の個人情報のことということですね。ちなみにこの例示で、認知症の方々の、参考という絵の描いてある例示のA4横書きのものですけれども、事前登録をして、本人以外の方から情報を集めて、こういうふうなカードでデータをつくっておく。このデータを右のほうを見ると、連動と書いているのかな。要するに、この情報を外に出すということを考えていらっしゃる。

○総務部長 そうです。事前登録をしますと、区内の4警察署と、それから4カ所あります高齢者安心相談センターに、この情報は提供されます。

○内山会長 収集した個人情報を外部に提供する場合には制限があるんですか。

○総務部長 業務の目的の範囲を超えて提供する場合には一定制限がありますが、これは外部に、警察とか高齢者安心相談センターに提供するというのは、もう業務の目的の中に入っている。

○内山会長 業務の目的だからということで、この場合は制限はないということですね。

○総務部長 そうです。

○内山会長 現実に、この条例を改正する必要があるということが例示されていますから、必要に迫られている実態というのは、この認知症の方々のゼロ推進に向けて、この事業に使いた

いと。

○総務部長 そうですね。現行の条文だとこの1号から4号、いずれも該当させるのはちょっと難しいのかなど。

○内山会長 せいぜい4号だけですね。4号、ある程度拡大解釈する。

○総務部長 そうですね。緊急性の部分で少し拡大しないと読み切れないかなというふうに思っております。

○二瓶委員 事前登録を受け付けるのは、年齢で何歳以上とかは。

○総務部長 65歳以上です。

○二瓶委員 以上は出させるというか。

○総務課長 いえいえ、申請なので。

○二瓶委員 私がやってほしいと、認知症になる前に登録、という人はいいけれども、そうじゃない人のために。

○総務部長 うちのおじいちゃん、おばあちゃんを登録しておきたいみたいなことで。

○二瓶委員 そういう人はいいけど、そういう身内がない人、民生委員がかわりにそれをやっちゃうといいですよ。

○内山会長 認知症だけではなくて、精神障害の方だって、自分が何かってことを認識できない方もいらっしゃるでしょうね。

○二瓶委員 目的がそれであれば、除外規定の中でそういう制限をつける形にしてほしいなという気はちょっとします。そういう役割で呼ばれているんで。

○総務課長 すみません。ありがとうございます。

○内山会長 どうでしょう。例えば5号の提案された改正案では、その目的の部分が限定されていない部分を、必要に応じて目的を限定するような、例えば例示をつくるというようなことも含めてということだと思いますけれども、限定するような案にできないかというふうなことを提案された……まだ各委員にお伺いして、そのようなことについて、どのような考えをお持ちかということですが、いかがでしょうか。

お願いします。

○堀委員 今の例示ではあくまで例示なので、それじゃ利用されないじゃないかという可能性があるんで、やはりこれは条文の中に目的をはっきり入れたらいい。

○内山会長 そうというような目的を限定した5号に、例えばこの事業に実施するためというような形で、限定的な条例を改正することでも、用は達するのでしょうか。これは立案者のご意

見だと思っんですけれども。

○総務部長 例えですけれども、4号で読もうとするとその緊急性のところでは引っかかるというところがありますから、個人の生命、健康、又は財産に対する危険を避ける必要があり、心神喪失等の事由により、本人から直接収集できない場合というような形で縛りかけるといのはいかがでしょうか。この事業のためというのは、なかなか条例の中でそこまで限定して書くのは書きづらいということと、それ以外にも出てくる可能性もあるというところで、そのような1つの案ですけれども。

○内山会長 4号が緊急かつやむを得ないというような、非常に限定的な場合なので、それを少し緩和するという意味で5号を設けたい。そうすると4号を消して、みんな5号にしちゃえばいいのかという話もしますけれども。

○二瓶委員 この事業を対象とするのも、徘徊が始まってしまっている人を対象にするのであれば、緊急かつやむを得ないので、私、このような気がしないでもないです。

○総務部長 そういう人ばかりじゃない。

○二瓶委員 判断での5号ですね。

○総務部長 まだ認知症になっていない人でも登録できます。

○内山会長 徘徊になっていない人も同じような、というところだから、4号では無理なんです、きっと。

○堀委員 4号って、個人情報のもとになる情報の、これ条例なんですけど、これとリンクさせないとまずいということはないですか。多分こういう文言が入っていたら、ちょっと記憶でしか言えないんですけれども、これと条例は違うものですから、別に変えてもいいのかもしれないけれども、いろいろ齟齬が出てくることはないのかしら。ちょっと気になって、それは別にないということであれば、別に問題ないんですけれども。

○二瓶委員 準用規定とのずれが生じてくる……

○総務課長 それは多分大丈夫だと思うんですけど。

○内山会長 恐らくこのままでいいというご意見がなかったように思いますので、何らかの修正が必要なというご意見だけだったと思います。

それで1つには、心神喪失等の「等」というので、これで限定がいいのかどうか。それからもう1つは目的のほうです。この目的も非常に限定が加えられる必要があるということです。それからもう1つは収集するときのし手続、収集した後のし手続、審議会上に報告する云々ということ。それから収集するときには、その顛末を記録にとどめておくかどうか。これもあえて要領

の中に書いておけばいいことだとは思いますが、何もせずに情報だけどんどん集まってくるといったことがいいかどうか。誰が決裁をして、誰が収集をして、どういう目的でということが、根拠と目的はもともと明示して収集しろということなので、この場合、根拠と目的は明示する相手がないというところがあるのかもしれませんが。なので、そのようなことについての整理をする必要があるのかなとは思いますが。

もう1つは認知症高齢者ゼロ推進事業、例えばこういう場合に使いたいということについて、こういうことは行わないというご意見もなかったように思いますので、こういう事業を実施するためには、小野寺委員のおっしゃったように、個人情報の保護が余りに硬直的な部分があるので、実生活に不便になることが生じるという事例にもなると思うんですが。そんなこともありますので、例外規定の中で必要に応じて緩和規定は設ける必要があるというふうには考えようということですので、そこら辺でしょうね。もう少し具体的なイメージがあるような形で条文を整理できないかということです。

どうでしょうか。そうするならば、そういうことについて考慮した上で条例を制定する必要があるという答申になるかと思いますが。

○総務部長 先ほど申し上げたような個人の生命、健康、財産に対する危険を避けるためという、この目的を入れた上で、条文、少し文言は考えないといけないとは思いますが、整理するというご了解いただけるのであれば、そのようにさせていただきます。

○内山会長 この例文だと、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるということを加えるのかどうかは別として、今、部長がおっしゃったのは、個人の生命、健康、財産に対する危険を避けるという目的のためという限定をしてはいかがかということです。

なおかつ、例示としては心神喪失等ということで、事理弁識能力がない者に対するものかどうかということですが……

というように、諮問の内容をどうするのか。そういう諮問であればどうかというふうなご意見をいただきましょうか。「不当に侵害するおそれ」がない場合というのはどういうふうにしたんですか。

○総務部長 これは残しておいたほうがよろしいのかなと。

○内山会長 そうですか。

○総務部長 はい。拡大解釈するようなことがないようにという意味でも、あったほうがいいかと思いますが。

○内山会長 要領のほうでは、顛末については記録して、審議会等にまとめてになるでしょう

けど、必要な情報を提供して、どうこうするという。

○総務課長 はい。

○内山会長 お願いします。

○白石委員 各委員の先生方からお話しされているのは、会長がまとめていただいた点だと思うんですけど、そのほかに区がチャレンジしていこうという、今の答えにあった政策の例示が出てきたわけですけど、今後こういうのは多く使われていくんでしょうが、その過程の中の例えばこの条例上は「心神喪失」、大変うまい言葉で、自分で結果が生み出せない能力の方々というふうに指していらっしゃいますけど、その方々の、さきのご質問で、自分で判断できない人に対して、じゃ、独居の人は誰が判断するんですか。民生委員ですか。そんなことあり得ませんよ。民生委員さん、そこまで責任を負うことはありません。

そういう曖昧なあれではなくて、その辺の政策過程のところまでこちらの各事業に落とし込んでいただかないと、いつ、誰がどのような形で判断をされ、その情報が活用する、生命、健康、財産に対する危険があるので、このような活用をしていくんですよというふうに示していただかないと、さっき会長がおっしゃったように、収集の手続だの、その後の収集が終わった後も、議論の後の審議会への報告だのというところが明確でないと、この「等」のところは広がり過ぎてわからないというのが全体意見なので、今後の政策をつくるときにその中に落とし込んで参考として整理していただかないと難しいのかな。

○小野寺委員 おっしゃるように、今、民生委員の人がやればいいでしょうみたいなことになるんですよ。そうすると民生委員の人ってそんなに数はいないんですよ。だから、その民生委員の協力者が必要なんです。絶対に。

○白石委員 町会の方々がやられているものね。協力者がいないですものね。

○小野寺委員 本当に協力者が要るんです。

○白石委員 でも区としては、当然、このサービスというのは今後必要な事業だからやっていかなきゃいけないのは当然なんだけど、ただ、私たちのこの審議会の中では個人の権利、申し立てのことを懸念して、それならばこの政策の中できちんと、特にマニュアルができたときに出しておかないと、いろいろな事例が出てくるじゃないですか。今後。

○総務課長 先ほどのこの事業の中の事前登録のところ、ご質問があったところで、ちょっと今、現課に確認したんですが、原則、本人、家族が登録するということで、この下に細かい字で申しわけないんですけど、緊急連絡先というのが書いてありますが、ここは緊急連絡先は親族、家族というふうになりますので、いわゆる独居の方の登録というのはなかなか難しい事

業なのかなというふうに思っております。だから先ほど、私が独居の場合は民生委員さんなんて軽々しく言ってしまったんですが、深くその事業をやると、民生委員さんはそこまでなかなか現状は把握できないですね。

広い範囲を管轄している民生委員さんがこの事業でやるとしたら、その行方不明という事実をいち早く察知して、それを通報しなきゃいけないので、その辺が現状すぐなかなか……

○小野寺委員 そうのことだと思いますけどね。これも家族、本人が、あらゆることが本人か家族の申請で受けますというときに、地域包括支援センターにしろ、社協にしろ、ああいうことは不可能だし。

○内山会長 これは文京区だけの問題ではないでしょうけれども、文京区としてこういうことをするということが自体が先進的なことだと思いますので、そのことについて、そういうことを進めること自体不要だという人は恐らくいないだと思いますけれども、だとすると、その手続、準備として、条例の作り方はこれでいいのかというと、全国に先進的な事例をつくるという意味では、もう少し制限ですとか工夫を加えていただいて、さすが文京区だなというふうな条例をつくっていただいたほうがいいのかもかもしれませんね。

○小野寺委員 もうちょっと緩やかにしていただけるといいですね。

○内山会長 緩やかというご意見もあれば、それをいろいろ提起するという形になるかもしれませんが、いずれにしても姿、形をもう一度見せていただかないとどうかなというふうに思いますけれども、どうしましょうか。

こういうご意見があったということ踏まえて、この事業を、困っている方はどんどんいらっしゃるんでしょうから、来年またやろうというわけにはいかないとは思いますが、ある程度短い期間にもう一度整理をしていただいて、再度開いていただくというほうがよろしいのかもしれないけれども……。お忙しい方々ばかりで、できれば今日結論をいただいたほうがいいと言えいいんですけれども、時間を焦ってできたものが余りいいものではないというよりは、むしろ丁寧にやっていただいたほうがいいのかも说不定。

議会とあって、いつでもいいというわけにはいかないでしょ。

○総務課長 そうですね。条例提案の時期と作業がありまして……。

○内山会長 タイムリミットというのは。

○総務課長 1月の半ばぐらい。

○内山会長 まして、そういう附帯意見を入れて適切に条例を制定されたいということで答申をして、あとは区長の責任において適切な条例をつくっていただくということでもよろしいん

でしょうけども。

○総務課長 案文として、皆様にも本来、今、会長がまとめられたことを全部チェックしながら案文を整理して、皆様にお示しした上で条例として成立させるというのが正攻法だとは思いますが、この事業は基本的になるべく早目に条例として成立しないと、事業自体にも支障を及ぼすというものもあります。

そういったことをいろいろ考えて、事務局としては答申案文を、ご意見をいただいたものをきちんと反映すると。それを受けて、区としてその答申案文に沿った形で条例案としてまとめるということの手続で何とかできればという考えなんでございますが。

○内山会長 そうですか。確かに、何千人もおられる対象者の方々の保護の必要性もありますから、時間が経つにつれて、そういう方々が一人でも損ねるといふことがあると大変なことです。ですので、それでは今、課長さんがおっしゃったように、審議会の各委員の発言をある程度統合した内容で答申をさせていただいて、そのようなことについて配慮していただいた条例にしていただきたいというような答申案文にさせていただくということにいたしまして、その上で条例等、区長の責任で作ってもらって、議会が責任を持って審議して、条例を作る。そういうふうにしていただけますか。

よろしいでしょうか。

○白石委員 答申文案など、事前に1回見せてもらえれば。

○総務課長 はい。事前に、皆様にお送りするというところで。

○総務部長 答申の案文と、それからその条例のたたき台みたいなものを、あわせて送らせていただくようなことでやらせていただきます。

○内山会長 そうですね。それと事務要領の中に落とし込むようなことがあれば、その分は要らないんですけども、このことと、このことについては事務要領で明記しますということを書いていただきたい。

○総務課長 はい。

○内山会長 条例だけじゃないでしょうかね。

○総務課長 今言った審議会に報告事項とするという内容も含めてですね。

○内山会長 それを条例にするのか、要領にするのか。それも含めてご判断いただいたと。

それでは、各委員には連絡はメールで……

○総務課長 メールと郵送。

○総務課情報公開・法務担当主査 連絡方法は個別に対応いたします。

○内山会長 それは事務局のほうにお任せします。

まとめるのは大変かもしれませんが、まとめていただいた部分を答申という形で文書化する。文書を各委員に送っていただいて、それでご意見をいただいて、その上で時間が急ぐということでございますから、取りまとめについては私にご一任をいただくということをお願いさせていただきたいと思います。

そのような手続で答申をするということについて、まずはご同意をいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」という声あり)

○内山会長 それではそのようにさせていただきます。

後ほど事務局のほうから案文がまいると思いますので、適切なお意見を頂戴させていただきます。

次の事項に入らせていただきます。

報告第1号、行政不服審査法改正に向けた取り組み状況について、ご報告いただきます。

○総務課長 それでは、報告第1号として、皆様のお手元の資料第3号に基づきまして、ご説明申し上げます。

「行政不服審査法改正に向けた取組状況」でございます。

この行政不服審査法の改正そのもの、これは行政が行った処分について不服がある場合の手続について定めた法律が改正されまして、来年4月1日施行されるということに伴いまして、本区の取り組み状況についてご報告するものでございます。

参考資料の後ろについています、2というものをご覧ください。

当審議会に特に関係するものとして、情報公開請求及び自己情報の開示請求の決定等に関する申し出についてでございます。表の右側のとおり、現行、救済の申し出並びに異議申し立てという2つの入り口と言いますか、手続があります。左側の改正後の手続は、行政不服審査法に基づく審査請求に一本化されるというものでございますが、審査会につきましては、いわゆる情報公開等以外のものを審議する、(仮称)行政不服審査会とは別に現状どおり、情報公開及び個人情報保護審査会において審議されるということになります。なお、現状の救済申し出の申出期間の定めが今ありません。それを、処分の知った日から3カ月以内というものに変えるというものでございます。

最初のページにお戻りください。

これまでの取り組みとしては、区議会に取り組み状況を報告するとともに、パブリックコメ

ントを実施したというところでございます。

今後の予定としましては、来年2月に関係条例の改正等を区議会のほうにご提案申し上げて、4月1日の施行を予定しているというものでございます。なお、行政不服審査法改正、その内容等につきましては別紙並びに参考資料をご覧くださいと思いますので、よろしくお願ひします。

報告1号、雑駁ではございますが、以上でございます。

○内山会長 報告が終わりました。ご質問やご意見等、おっしゃっていただければと思います。

要するに、今まで不服申し立てと並行して、救済の申し出という文京区独自の、特色のある制度だったんですけれども、それを今後は異議申立制度に一本化するということのようでございますけれども、救済申し出というのは過去を含めて、実績と言いますか、活用されていたという実態はあるんでしょうか。

○総務課情報公開・法務担当主査 年、平均して大体2件ほど救済申し出がありました。同時に、異議申し立てというもう1つの制度もあるんですけど、そちらはおおむね件数的には、平均すると2件程度ということで、両方利用するというよりは、それぞれ利用する方のニーズによって別々に利用されていることが多かったです。

○内山会長 救済申し出をされた件について、異議申し立てでも可能なことであったかどうかというような検討は行われていますか。これは、要するに異議申し立てではできないということで、救済申し出であるからこそできたという申し立てはあったんでしょうか。

○総務課情報公開・法務担当主査 そういったものは、少なくとも実績ベースではそういったものはございませんでした。ただ、大きな違いとしましては、やはり異議申し立ては60日以内という申立期間と言いますか、手続を踏める期間が限定的だったんですけれども、救済申し出というものは一応期限が無期限ということですので、そういった、60日超えて異議申し立てはできないけど、救済申し出ができるというところが制度としてはあったんですけれども、実績としてはそういったものは特にございませんでした。

○内山会長 そうですか。わかりました。

それでは、以上、ご報告をいただいたということです。

続きまして、報告第2号、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の機能強化について、事務局、お願いします。

○総務課長 それでは、報告第2号として、資料第4号をお開きください。「文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の機能強化について」でございます。

最初に資料1-1号ということで、運営審議会についての役割についてご説明したところでございますが、いわゆるマイナンバー制度の導入等に伴いまして、今後、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の保護に係る重要事項についての審議が増加することが想定されるということの事態を受けまして、所掌事務について拡充したいというものでございます。

現状につきましては、①の特定個人情報保護評価の第三者点検を、委員会を組織して、昨年26年度11月から本年10月までの間設置しまして、点検事務を実施していただきました。また②として、先ほどご説明したとおり、社会保障・税番号制度導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて、本年6月に審議会として答申を行ったところでございます。この答申を踏まえて、③の個人情報保護条例の改正を行ってまいりました。

次に今後の方向性でございます。1月から個人番号の利用が始まりまして、特定個人情報の保護に関する実施状況、並びに番号法や条例に則って適切な実施がなされているかの、その確認が必要になるということから、新たな所掌事務として記載されているとおり、特定個人情報の取扱い状況の確認、並びに保護評価の見直しに係る事項、保護評価の重点項目評価に係る第三者点検、その他、特定個人情報の保護に関わる事項の4点を所掌事務として、この運営審議会条例を今後改正するという内容でございます。

資料第4号の報告は以上でございます。

○内山会長 このことについて、ご質問、ご意見があればおっしゃっていただけますか。

マイナンバー制度ができた以上、当審議会としての役割がこのようなことだどご承知おきいただき、今後の審議会の運営に務めていきたいと思っています。

7 その他

○内山会長 それでは続きまして、次第の7番、「その他」ということでございます。何か事務局のほうで討議をすることはあるでしょうか。

○総務課長 特にございません。

○内山会長 その他ということで、何かご発言される、ご意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思っております。

8 閉会

○内山会長　　ごさいませんでしたらば、本日の審議会はこれで終了して、閉会とさせていただきます。

　　ありがとうございました。